

餓死、孤立死問題について

目次

はじめに

第 1 章 餓死者、孤立死者数

第 2 章 姉妹での孤立死

第 3 章 生活保護受給条件

第 4 章 ケースワーカー

第 5 章 生活保護対象者の増加

第 6 章 生活保護法の「四つの基本原理」

第 7 章 生活保護のメリットデメリット

第 8 章 水際作戦

第 9 章 ヤミの北九州方式

第 10 章 生活保護バッシング

第 11 章 生活保護利用率

第 12 章 餓死・孤立死を防ぐためには

おわりに

参考文献

餓死、孤立死問題について

浜砂大輔

14FF3462

はじめに

近年、日本の社会では「餓死、孤立死」が多くなってきている。その中の多くの原因は、貧困からなるものだといわれている。従来「自宅での単独の死」という意味でも使用されてきた「孤独死」を、「あってはならない」とまでは言いにくい現実、われわれは直面するようになった。孤独死ではなく孤立死という表現なのは、厚生労働省は2007年度に開始した「孤立死防止推進事業（孤立死ゼロ・プロジェクト）」で、「孤独死」ではなく「孤立死」という名称を用いた。これを機に、地域福祉的な施策や実践の場においては「孤立死」という語が使用されるようになってきた。だが厚生労働省は「孤立死」についても、明確な概念定義を示しているわけではない。「社会から『孤立』した結果、死後、長期間放置されるような『孤立死』」といったゆるやかな表現を用い、死の様態や死者の属性については限定していない（新田雅子 2013:115）。

貧困を防ぐためには様々な方法があり、何らかの手段をとれば「餓死、孤立死」を防げるのではないかと考えてしまうかもしれない。毎日放送では『餓死・孤立死』したほとんどの方たちの生活は困窮をきたしており、数ヶ月にわたって家賃を滞納し、電気、ガス、水道代の支払いにも困っていた。決して老衰などの「自然死」ではない。「社会的な死」であり、「貧困死」である（毎日放送、2012年7月15日放送）と述べている。このままだと、貧困に陥ってしまった人は、貧困死を迎えてしまう、ということが推測される。このような貧困死にはどのような原因があるのか考察していきたい。

1、 餓死者、孤立死者数

全国の餓死者はバブル崩壊後の平成7年に前年の約2.8倍の58人に急増、それ以降、高水準で推移していることが分かった（2012.2.26 12:56 産経新聞）。22年までの30年間の餓死者数は1331人で、うち7年以降が8割以上を占めた。

厚生労働省の「人口動態統計」（厚生労働省）によると、死因が「食料の不足（餓死）」とされた死者は昭和56年から平成6年まで12～25人だったが、7年に58人、8年には80人を突破。それ以降、22年に36人となるまで毎年40人以上で推移し、過去30年間の最高は15年の93人だった。

死亡場所は「家（庭）」が多く、59～85%（7～22年）を占める（2012.2.26 12:56 産経新聞）。このため、行政や地域社会のセーフティーネットから、何らかの理由でこぼれ落ちていた可能性も指摘されている。

貧困問題や生活保護に詳しい小久保哲郎弁護士は「餓死者の急増はバブル崩壊後、急速に景気が悪化した時期と重なっている。当時、雇用状況の悪化に伴ってリストラなどで失業者が増加した」と指摘する（2012.2.26 12:56 産経新聞）。

女性よりも男性が多いことについては、「男性は自立できるはずという強い社会規範がある」とし、行政などから助けを受けることに心理的抵抗を感じている可能性があるともみている。（2012.2.26 12:56 産経新聞）

全国の団地で、1日に4人弱の高齢者が孤立死していると毎日新聞が調査した（生活保護問題対策全国会議 2012b:113）。

都道府県や政令市、県庁所在地の計98自治体が運営する公営団地で09年度に誰にもみとられることなく孤立死した人が少なくとも1191人。このうち65歳以上の高齢者が879人と73・8%を占めていることが毎日新聞の全国調査で分かった。今の日本では、自治体によって調査していたり、していなかったりとバラつきが見られる。

全国的な統計も存在していないが、東京都監察医務院が公表しているデータによれば、23区内における一人暮らしの65歳以上の自宅での死亡者数は平成14年の1,364人から20年は2,211人と1.6倍に増加しているのが分かる。死後、数週間～数ヶ月と、時間が経過してから見つかった遺体は、警察が死因調査や身元確認のために死体見分をする必要がある。

2011年の一年間に全国の警察が行った死体見分は十五万體以上に及ぶ。警察は、このうち、いわゆる孤立死に当たる遺体がどのくらいあるのかは、把握できていないということだ。

都市再生機構が運営管理する賃貸住宅約76万戸において、単身の居住者が誰にも看取られることなく賃貸住宅内で死亡したケース（自殺や他殺を除く）は平成11年度の発生件数207人から20年度には613人と9年間で約3倍に増加した。

この死亡者数がすべて孤立死であるわけではないが、いわゆる孤独死の多くはこの人数に含まれると考えられる。

孤立死の数も、おそらく、同様に増加しているものと推測される。

2、 姉妹での孤立死

今回事例に挙げるものは、札幌市白石区の姉妹孤立死、である。姉が先に脳内出血で亡くなり、知的障害を持つ妹がその数日後にガスも電気も止められた部屋で凍死したというものである。姉妹は中学生のときに母親を亡くし、姉は服飾関係の仕事をして白石区で自活していたが、事情があって知的障害を持つ妹を引き取り、一緒に暮らしていた。不況の原因もあり、姉の収入は不安定で、何度か退職を繰り返し様々な手をつかって収入を得ていた。妹ははじめ障害者施設で働いていたものの、職場が合わなくなり、離れてしまった。姉の収入約13万円と妹の障害年金約6万6500円、合わせて約20万円の生活費で毎月生活していた。家賃が5万円で、毎月の水道料金などの支出でまったく余裕のない生活であった。（雨宮 2012:51）さらに、3度目の面接での受付表に票には次のように示されている。『求職活動しているが決まらず、手持ち金も少なくなり、生活していけないと相談に来たものである。主はハローワークの教育訓練給付を受け、給付金と妹の障害年金で生活。職業訓練も終了、4月から〇〇〇〇で仕事が決まるも、知的障害のある妹が体調を崩し、いけない状態になり、研修期間で辞めた。研修期間のため給与はなし。その後もアルバイトをするも続かず、1週間ほどで辞めてしまったとのこと。現在、求職活動しているが、決まらないとのこと。（以下略）』（雨宮 2012:56）保険料も継続して払えなくなったため、国民健康保険にも未加入で医者にもかかることができないというのは2回目の面接で状況は伝えていたという。

この生活も長くは続くこともなく、姉の疲労も限界であったので、生活保護の相談をす

ることになった。3回相談にいった、明らかに急迫状態だとわかる生活をしているのに、「高い家賃に住んでますね（実際は、規定より 3000 円高いだけ）」「保護になったらこれこれの義務がありますよ」（雨宮 2012:51）と難しい側面を挙げ、そう簡単には保護は受けられないのだということを伝え、保護申請の気持ちをためらわせるか、諦めさせることになったと予想できる。

このようなことから孤立死の原因は、生活保護を認定する福祉事務所の人間にも原因があるのではないか。

3、生活保護受給条件

まず生活保護の申請にあたり世帯員全員が、その利用し生活保護を受けるためには受給条件というものがある。この受給条件得る資産や能力などのあらゆるものを最低限の生活を維持するために活用している事が前提であるという事。

具体的にいうと、生活に利用していない預貯金や家屋や土地がある場合は生活保護は受けられない。まずはこれらの資産を活用して生活を続け、それでも経済的に困窮している場合には保護を受ける事ができる。自動車の所有も資産を持っているという事になるため、保護を受ける場合には手放さなくてはならないのが原則だ。ただし、給与が一般的な水準よりも低い場合には、扶助費から給与を差し引いた不足分をもらえる場合もある。

それ以外にも年金や手当など他の制度を活用することにより給付を受けられるものがあれば、そちらを優先しなければならない。また親族などからの援助を受ける事ができる場合にも、まずはそちらを優先しなければいけない。これらの受給条件を満たした上で、初めて申請が受け付けられる。その後、世帯の収入と厚生労働大臣が定める基準で計算された最低生活費を比較して、それでも世帯の収入が低いと認められた場合は受給が認められる。生活保護の受給要件が何故これだけ厳しいのかというと、生活保護はあくまで最低限度の生活を保障するための最後の砦だからだ。さまざまな方法や手段を活用しても尚、経済的に困窮してしまった場合にのみ利用できる制度だという認識を持たなければいけない（生活保護マネジメント）。

4、ケースワーカー

福祉事務所へ保護申請を申し込みに行くと、本当に生活が困窮している人に対しても、なにかと理由をつけて申請書を渡さなかったり、門前払いをさせたりする人も少なくはないという。最近になり、生活保護の不正自給が問題視され、福祉事務所も慎重になっているとはいえ、生活困窮者の話をまるで受け流すように聞くのはどうなのだろうか。車を持っているから生活保護が受けられない、家賃が規定より少し高いから生活保護が受けられない。そのような基準だけで生活保護の判断をするのはおかしいのではないか。このような事例が起きる前にしっかりと対処すべきであったのではないか。

ケースワーカーは全国で人員不足になっており、具体的には 1688 人、不足しているという（生活保護問題対策全国会議 2012b:113）。そのため、実際に働いているケースワーカーの負担が過重となり、生活保護利用者の生活問題に十分な対応や支援が行うことができない背景要因になっていると言えるだろう。また、現業員の最低限必要とされている社会福祉主事（社会福祉の一定の講習を受けた者等）取得率は、生活保護担当現業員で

74,2%であり、近年、社会福祉の専門職として認められている社会福祉士取得率は4,6%、精神保健福祉士は0.5%でしかなかった（生活保護問題対策全国会議 2012:113）。したがって、生活保護担当現業員は、専門的な教育訓練も受けず、専門的な知識も少ないなか、人員不足で忙しく、生活保護申請者に対して十分な対応ができない状態であると言える。

5、生活保護対象者の増加

被保護人員、世帯数、保護申請の増加の原因はいろいろ考えられるが、バブル経済の崩壊に伴って経済不況のため、正規労働者を派遣・契約社員やパート労働者に切り換えるなどの不安定雇用が増加し、リストラが横行したことや、賃金の切り下げ、営業時間の延長、人員の削減などが常態化し、働いても生活できないという「ワーキングプア」問題が発生したことがあげられよう。このような経済危機の下、生存権保障の意義はますます重要になってきている。然るに生活保護の現場では、これまで述べたような違法な法運用や「補足性」を過度に強調することによって生活保護制度の本来の機能が喪失しかかっているのは何故か。

その最も大きな原因は国と地方自治体の財政赤字によるものである。この赤字解消の路線として、国は構造改革路線を採用した。この構造改革路線を支える論理が政府の規制や介入を排除し、市場原理を自由競争に任せる新自由主義である。この考え方は福祉の分野では「自律自助の強調」「競争原理の導入」や「効率的な」福祉を実現することである。

「新自由主義」に基づく福祉の考え方は、福祉における国の責任の後退、効率優先、市場主義優先の福祉を招き、生活保護や無抛出等の縮小、後退を必然的に招くことになるのである。また行政における弱者に対するセーフティーネット機能をともすれば軽視することになる（尾藤 2006 405）。従って生活保護人員の増加は単なる個人の「自己責任論」に基づくものではない。たとえば首都圏の小学校で臨時教員として働く50代の女性は、年収80万円、生活保護で月5万円前後を受給。53歳清掃員は月26日働いて月手当12万円、生活保護費2万4221円受給。この事例などで明らかなようにまじめに働いていても人間らしい生活ができないのが現状である（斉鋭 2015 160）。

生活保護対象者増加の原因は前述の経済関係にあることに間違いはないが、現在の日本社会構造の変化にもその原因が存在すると考える。すなわち、1990年ごろまでは、個人と国民生活の間に様々な「中間集団」があり、個人に生じた生活リスクを引き受けてきた。個人の側から見れば、リスクに見舞われそうになった時それが現実化するのを防いでくれる中間集団が存在した（斉鋭 2015 160）。

6、生活保護法の「四つの基本原理」

生活が困窮していても生活保護が受けられなかったという先述の事例のようなことがあったが、ここで生活保護の基本原理を参考にして考えていきたい。生活保護法の1条～4条は「基本原理」といわれ、生活保護法の理念を整理している

- ① 国家責任による最低生活保障の原理（国家責任の原理）
- ② 無差別平等の原理
- ③ 健康で文化的な最低生活保障の原理（最低生活の原理）

④ 保護の補足性の原理（斉鋭 2015 160）。

先述の事例で、ケースワーカーは明らかに生活が困窮していた姉妹に対して、生活保護の受給を認めることをしてくれなかった。しかし、生活保護の理念の③では、健康的で文化的な最低生活保障の原理というものがある。最低生活もできずに衰退していった姉妹をなぜこのような理念があったにも関わらず救うことができなかったのだろうか。

7、生活保護のメリット、デメリット

生活保護を受けることは、メリットもあり、デメリットもある。生活保護を受けようと考えている人の中には、デメリットの部分が気にかかり申請を出すのを躊躇している人も少なくない。

・メリット

- ① 生活するためのお金を受け取れる
- ② 日常生活をサポート
- ③ 各種支払いの免除、税金もなし

・デメリット

- ① 収入の申告義務
- ② ケースワーカーの指導に従う義務
- ③ 住まいの制限
- ④ 病院の制限

先述の事例でも、姉妹が生活保護を受けることができなかった理由の一つとして、デメリットの③住まいの制限があり、受給できなかった。賃貸住宅に住む場合、家賃は住宅扶助から支給されるが、家賃の上限額が決まっているので、上限額の範囲内で探すしかない。

8、水際作戦

生活保護受給者が増えていく中、福祉事務所では生活保護受給者を減らすために水際作戦を行ってきた。水際作戦とは、一部地方公共団体で採られた、福祉事務所において審査もせずに保護申請の受理を拒否することで、生活保護の受給を窓口という「水際」で阻止する方策をいう。

保護請求権を行使する、具体的な方法である保護の申請は、国民の権利として保障されており、違法行為であるが、生活保護扶助費用の 1/4 および現業員の給与は自治体予算から支出されるため、生活保護受給者の増加が財政の大きな負担となっている。

現業員ですら生活保護法を正しく理解しておらず、生活保護に対する誤解と偏見を持っており、保護利用者に対し強い蔑みと、不正利用に対する警戒心がある。そうした現業員には、生活保護申請が権利であるとの認識はなく、哀れみや施しの意識が存在している。

40 代男性生活保護希望者の事例では、単身暮らしの男性（以後 A さん）はこれまで一人で生活保護の相談に 3 回訪れている。1 度目は「保護というのは生きるか死ぬかという重病人が受けるもので、あなたみたいな元気で若い人はダメ」「持っている軽自動車を処分しないと無理」といわれ生活保護につなげないためにか、一方的に話しただけのように

ある。2度目には社会福祉協議会で取り扱っている社会福祉資金の利用を勧められ、言われた通り手続きをしたが結局は返済もできずに借金として10数万が焦げ付いただけであった。3度目は職安の行っている就労支援事業の利用を勧められたがそれも期限が過ぎて終了しただけで就職もできなかった(雨宮 2012:89)。

何度も繰り返し福祉事務局へ生活保護の申請に行き申請書も出してもらえず追い返されることが続くと、福祉事務局へ行くのも怖くなってしまい、ケースワーカーが怖くになってしまうという。本当に生活に困窮していて明日の生活が不安な人が相談にも行けず、生活保護も受けられないという状況が続くと、最終的には餓死、孤立死に結びついてしまうのではないか。

9、 ヤミの北九州方式

2007年7月11日付の朝日新聞夕刊の1面に『そろそろ仕事を』勧められ、生活保護自体 孤独死・北九州 52歳」との見出しで餓死事件発生が報じられた。

小倉北福祉事務所で生活保護を自給していた小倉帰宅明和町在住の平野孝雄(仮名 52歳)さんが、2007年4月に自体届けを提出したとして生活保護が廃止され、その3ヵ月後の7月10日に餓死状態で発見されたのである。残された日記には「オニギリ食いたい」「働けないのに働けと言われた」と記されていたという痛ましい事件であった(藤藪尾藤 2007:16)。

平野さんのケースワーカーSは通院中にもかかわらず就労活動ができるという医師の判断から、厳しい就労指導にあたった。生活保護をうけてまだ1ヶ月で、通院中だが就労活動をすることがケースワーカーSより義務付けられた。しかし、ハローワークに行ってもすぐに仕事はなく平野さんはなかなか就労活動を進めていくことができなかった。ケースワーカーからの就労支援を受けていた60代男性は『面接も受けられないのか』などとなじられ、ケースワーカーの顔と求職活動の紙が夢にまで出てくる。あのプレッシャーは本当につらい。今なお、不眠症に悩まされている」と語っている。平野さんも同じような状況だったのではないか。

就労活動を進めていない平野さんに対して、ケースワーカーsは「保護の停廃止もありうる」という言葉まで使い、強力な就労指導をしている。生活保護法27条1項では「保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導または指示をすることができる」と規定し、62条3項では「保護の実施機関は、被保護者が前2項の規定による義務(ケースワーカーの指導に従う義務など)に言わんしたときは、保護変更、停止又は廃止することができる」と規定している。この条文を根拠にした指示は、福祉事務所にとっては廃止の1歩手前の措置といえる。とにかく、平野さんは福祉事務所からこれ以上ないプレッシャーをかけられていた。

それ以降ケースワーカーからの電話にも応じなくなり、保護費の支払い方法が窓口受け取りに変更になり、受け取りに来た時にケースワーカーsとの間で生活保護廃止の手続きがされていた。そして、平野さんは食べるためのお金もなく、餓死した。

この事例では、ケースワーカーsの生活保護廃止の手続きがカギとなっている。ケースワーカーsが生活保護廃止についてろくな説明せずに、強要しているのではないかという疑惑もある。ケースワーカーによる保護者の対応の見直しが今一度重要なポイントだ。

10、生活保護バッシング

生活保護を受ける人はだらしない人だという印象が、メディアの影響で強まってきている。その理由は、「不正受給者が生活保護でパチンコをしたり、酒を飲んだりしている姿が報道されたからだ。しかし、その様子は不正受給ではない。不正受給というのは資産や収入を隠した、病気を偽っていたなど、露見すると刑事罪を伴うもののことを言う。そのような報道のせいで、生活保護はだらしないというイメージになってしまったのだ。」（生活保護問題対策全国会議 a 2012:70）その影響で、生活保護をどうしても受けたくない、生活保護を受けたら世間からの目が怖い。などの理由で受けたくても受けられない人が続出している。

報道が「加害性」を伴い、生活保護を受ける人はずるい、だらしないという印象を作り出してしまっている。「不正自給ではないかと疑いの眼で見られ、容疑者みたいに扱われる。近所の人にも監視され密告される」（生活保護問題対策全国会議 a 2012:72）と受給者の声も出ている。生活が困窮し、最後のセーフティネットである生活保護を頼って容疑者扱いされるとはどういう国なのだろうか。稼働年齢層の受給者が働けない理由には、低学歴や労働経験の欠如、知的・精神などの障害、アルコールやギャンブルへの依存症など、いろいろな問題が絡み合う。たしかに、社会からはだらしないと思われるケースもあるだろうが、それをこの社会がどのように対処すべきかが大事ではないのか。仮に、そのような人々を切り捨ててしまっても問題は解決せず、餓死者や自殺者、犯罪者を増やすだけだ。

このようなことをふまえて、生活保護バッシングによる餓死・孤立死が増えてきてしまっている。そのような悪循環を防ぐためには、生活保護バッシングが間違っていると主張していかなければならないだろう。

11、生活保護利用率

貧困化がどんどん進んでいる中では、生活保護にかかる人数が多くなるのはしょうがないことである。最低限度の生活を行うために最後のセーフティネットである生活保護を活かしていかなければいけない世の中になってきたのだ。

ところが現実では餓死・孤立死に直結しかねない生活状態にあるにもかかわらず、あまり利用されていない。日本の利用率はパーセントで見て 1.64%。スウェーデンの利用率は 4.5%であるから、極めて低い状態だ。本来制度を利用できる人が利用している割合は、日本では 15%から 18%に過ぎないと言われているが、スウェーデンでは 82%、ドイツでも 65%といわれている（生活保護問題対策全国会議 b 2012:20）。各国と比べてみると違いは歴然であることがよくわかる。（図 1）

図 1、国民保護制度の利用率と穂国率の比較(2010 年)

	日本	ドイツ	フランス	イギリス	スウェーデン
人口	1 億 2700 万	8177 万	6503 万	6200 万	941 万
生活保護利用者数	199 万 8957	793 万 5000	372 万	574 万 4640	42 万 2320
利用率	1,60%	9,70%	5,70%	9,27%	4,50%
補足率	15,3%~18%	64,60%	91,60%	47%~90%	82%

(生活保護問題対策会議編「生活保護『改革』ここが焦点だ！」あけび書房より作成)

原因は先に述べた生活保護バッシング、「水際作戦」が大きく、生活保護を受けたいのに受けられない人たちが多数存在するのではないかと私は考える。受けたいのに受けられない人たちが生活保護を受給することができれば、補足率は格段にあがっていくのではないだろうか。

1 2、 餓死・孤立死を防ぐためには

まず、必要とする人が漏れなく生活保護を受けられるようにすることが必用だろう。札幌市白石区の姉妹の孤立死での事例であったように、姉妹は生活困窮状態にあり、これから生活していくための資金がないという理由で福祉事務所に相談へ行ったのに生活保護を受けさせてもらえなかった。事務局によると、姉は「申請意思なし」という判断になっているが、「生活していけない」と生活保護の相談を持ち掛けている以上、申請意思はあったと言える。このような悲劇を繰り返さないためにはすべての福祉事務所の窓口の誰もが手に取れる場所に生活保護申請書を備え置けば再発防止になるのではないかと(生活保護全国対策会議 b 2012:110)。

また、餓死・孤立死に至る過程では、ほとんどの場合、ライフラインの途絶という経過をたどっている。この点について、厚生労働省は、生活困窮から電気・ガス・水道料金等の滞納により、ライフラインが止められ、死亡に至るという事態の発生を防ぐため、電気等の供給停止に際して、電気・ガス等の事業者と福祉事務所が連携を強化し、要保護者の発見・把握に努めるよう促す通知を 5 回にわたって発出し(平成 12 年 4 月 13 日付、平成 13 年 3 月 30 日付、平成 22 年 10 月 1 日付、平成 23 年 7 月 8 日付、平成 24 年 2 月 23 日付)、資源エネルギー庁も事業者に対して同種の通知を発出しているが(平成 14 年 4 月 23 日付)、今回の事態をみると、ほとんど実効性が上がっていないと言ってよい。個人情報保護法が「壁」になっているという見方も示されているが、「個人情報」の保護を理由に「人命」が失われるような事態は、本末転倒であって法の趣旨に反する(生活保護問題対策全国会議 2012c)。

個人情報保護法上の問題点については、①標準約款や標準契約書に同意条項を入れ込むことによって、同法 16 条 1 項、23 条 1 項の「あらかじめの同意」を得ること、②一定の要件を満たす場合(例えば、滞納が数か月続き、近々供給停止が見込まれる場合等)には、同法 16 条 3 項 2 号、23 条 1 項 2 号にいう「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。」に該当すると解釈すること、③同法第 23 条 2 項(オプトアウト制度)を活用することなどによって、ク

リアすることが十分に可能と解される（生活保護問題対策全国会議 2012b 111）。

そして、こうした情報の提供については、電気、ガス、水道等のライフライン事業者だけでなく、不動産賃貸業者、介護保険事業者、郵便配達員、新聞配達業者、ヤクルト配達業者、配食業者等との連携の構築も重要である。

この点、消費者庁は、上記②の点について自治体消費者行政担当課等に対して通知したが、具体的な解釈指針は示されていない。①③の点も含めて、事業者の不安を払拭しうる具体例も例示した指針を通知等の形式で発出することが必要不可欠である。ライフライン業者などと連携し、緊急対応できるようにしておけば、餓死・孤立死を防げるのではないか(生活保護全国対策会議 2012b:111)。

本来は、ライフライン等の料金滞納等に至る前段で、そのようなリスクの高い市民に対して、行政機関の側が積極的にアプローチし、生活保護をはじめ関連する福祉サービス情報を個別に提供し、諸制度の活用による安心、安全な生活を保障することが必要である。

この意味で、東京港区での取り組みは注目される。同区では、一人暮らし高齢者の中から、介護保険や区の福祉サービスの認定は受けているが利用がない方、生活保護を受けていない方（港区では生活保護水準未満の一人暮らし高齢者が 32%を占めている）、後期高齢者の中で 1 年以上の未受診者、ライフライン停止などの緊急性のある方を対象にして、2012 年度から区を 5 地区に分け、各地区の「ふれあい相談室」に各 2 名配置された「ふれあい相談員」が対象世帯を訪問して必要なサービスにつなぐ活動を行っている。孤立した市民を行政の側が発掘して福祉サービスなどにつなげるシステムを構築したすぐれた取組といえよう(生活保護対策全国会議 2012b:112)。

さらに、生活保護はだらしがないという誤った知識をこれ以上拡散させないこと。そのためにも、努力はしているが、生活保護がなければ生活をしていけない人がいる、生活保護は誰もが生活に困った場合の有力な救済手段である、といった正しい知識を市民に広報し、その利用を促進すべきである。

そして人権を守り実効ある『「餓死・孤立死」ゼロ・プロジェクト』を自治体レベルにつくることを検討すべきである。実効性を担保するために一定の権限を持たせ、構成は行政、議会を含めて構成し、市民や地域の事業者の参加を基本とする。

現在、各都道府県に多重債務問題の根本解決を目的として多重債務者対策協議会が設置されているが、同様の発想に基づき、各地域における生活困窮者・孤立者の発見、支援の仕組み作りを目的とする協議会的な場を設置することが考えられる。また万が一「餓死・孤独死」が発見された場合には、徹底した調査のうえで問題点を明らかにし、再び同様なことを起こさないために、「検証会議」を開き検証結果を公開するべきである。

おわりに

第 1 章では、近年の日本社会で増加している、貧困により電気代や、ガス代などを滞納し、死亡してしまうという「餓死、孤独死」について。行政や地域社会のセーフティーネットからなんらかの理由でこぼれ落ちた人たちが増加している。第 2 章では、白石区の姉妹の孤独死の事例から福祉事務所の対応は適切ではなく、福祉事務所の対応について。第 3 章では、白石区の姉妹の生活が困窮しているにも関わらず、生活保護が受けられなかったことに関して、生活保護の受給条件について確認した。第 4 章では、白石区の事例でも問

題となったケースワーカー。ケースワーカーは全国で人数不足になっており、ひとりひとりの専門知識が少なく、生活保護申請者の十分な対応ができていないケースワーカーについて。第5章では、バブル経済崩壊後から派遣社員、契約社員などが増え、さらにリストラが横行されていたことから、賃金の切り下げ、人員の削減などが常態し、ワーキングプア問題が発生し、生活保護保護対象者が増加したことについて。第6章では、白石区の姉妹の事例から、生活が困窮していても生活保護が受けられなかったことに関して、その根本の生活保護の原理ではどうなっているのか、確認していった。第7章では、生活保護のメリットデメリットについて。第8, 9章では水際作戦について、北九州市の平野さんの事例から、ケースワーカーの生活保護受給者に対する圧迫的な就労支援に関して、様々な問題について。第10章では生活保護受給者、申請者を苦しめる周りの目について。生活保護受給するだけで容疑者扱いされるとい生活保護受給者の声もあり、バッシングによる影響について。第11章では生活保護は最低限度のセーフティネットであり、だれにでも受けれる権利はあるのにも関わらず、あまり利用されていない生活保護利用率を他国と比較してみた。第12章では、餓死・孤独死を防ぐためにはどのような対処法があり、たくさんの方の目線からどうしたらいいのか、論述してきた。

今回の調査を通じて、餓死、孤立死を防いでいくためには、福祉事務所のケースワーカーの適切な対応。なによりも、本当の不正受給者を減らすこと。そして世間の生活保護受給者＝だらしがないというイメージを払拭することが必要なんじゃないか。将来、自分も生活保護を受給しなければいけない状況になってしまう可能性は十分にある。そのような状況に陥ってしまった場合の時を考えると、世間からの目も怖く、さらに福祉事務所に言っても対応してもらえないのか、なにを申請すればいいのか、とても不安になってしまう。誰もが安心して生活保護を受給することができ、生活保護＝だらしがないというイメージが払しょくできる社会ができ、餓死、孤立死がなくなるような社会になったら嬉しい。

〈参考文献〉

- 雨宮処凛、寺久保三良、和久井みちる、2012『また、福祉が人を殺した』、あけび書房
生活保護問題対策全国会議 a、2012『間違いだらけの生活保護バッシング』、明石書店
生活保護問題対策全国会議 b、2012『「餓死・孤立死」の頻発を見よ！』、あけび書房
藤藪貴治、尾藤廣喜、2007『生活保護「ヤミの北九州方式」を糾す』、あけび書房
寺久保光良 1988『「福祉が人を殺すとき」あけび書房
久禮 義一、平峯 潤 2010『生活保護制度の現状と課題』関西外国語大学人権教育思想
研究 13-51
新田雅子 2013『「孤独死」あるいは「孤立死」に関する福祉社会学的考察：実践のために』札幌学院大学人文学会紀要 93-2
斉鋭 2015『生活保護制度の問題点と今後の展望』香川大学 経済政策研究 11-3
厚生労働省 人口動態統計 <http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/81-1a.html>
尾藤廣喜、吉永純、松崎喜良 2006『これが生活保護だー福祉最前線からの検証 改訂新版』高学出版
生活保護問題対策全国会議 c 2012『「餓死」「孤立死」根絶のための提言』
<http://seikatuhogotaisaku.blog.fc2.com/?mode=m&no=55>

生活保護マネジメント 『生活保護を受けるための受給条件とは何か』
<http://www.tripplus.com/jyukyuujoyouken.html>